

予 算 要 求 資 料

令和8年度当初予算

支出科目 款：農林水産費 項：林業費 目：県産材流通対策費

事業名 県民協働による未利用材の搬出促進事業費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

林政部 県産材流通課 資源活用係 電話番号：058-272-1111(内4363)

E-mail : c11545@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 7,200千円 (前年度予算額： 8,000千円)

<財源内訳>

区分	事業費	財 源 内 訳						
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使 用 料 手数料	財 産 入	寄 附 金	そ の 他	県 債
前年度	8,000	0	0	0	0	0	8,000	0
要求額	7,200	0	0	0	0	0	7,200	0
決定額								

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

再生可能な資源としての木材の燃料利用を進めることにより、環境保全へ貢献するとともに、公益的機能が発揮される森づくりにつなげていく必要がある。

また、再生可能エネルギーへの転換に関する機運が高まる中で、木質バイオマスエネルギーへの関心が高まっており、木質バイオマスの利用を促進する必要がある。

(2) 事業内容

再生可能なエネルギーの一つである木質バイオマスの利用促進を図るため、第3者機関の評価を踏まえ、市町村、地域住民及び森林所有者等が取り組む未利用材の搬出活動及び搬出機械、伐採保護衣等の導入、各団体主催の研修会に要する費用の一部を助成する。

(3) 県負担・補助率の考え方

【補助率】

未利用材搬出：市町村が助成する額の1/2以内の額（上限1,500円/ t）

搬出機械導入：市町村が助成する額の1/2以内の額（上限750千円/事業）

伐保護衣等導入：市町村が助成する額の1/2以内の額（上限13千円/着（保護衣））
(上限6千円/個（保護帽）)

研修会費用：市町村が助成する額の1/2以内の額（上限30千円/回）

(清流の国ぎふ森林・環境基金)

(4) 類似事業の有無

なし

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	5,390	施設導入に係る経費×補助率（1/2）搬出量(t)×市町村助成額の1/2以内の額(上限1,500円/ t)
	1,000	搬出機械(台)×市町村助成額の1/2以内の額(上限750千円/事業)
	150	伐採保護衣(着)×市町村助成額の1/2以内の額(上限13千円/着)
	660	保護帽(個)×市町村助成額の1/2以内の額(上限6千円/個)
	7,200	研修会(回)×市町村助成額の1/2以内の額(上限30千円/回)
合計		

決定額の考え方

--

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

第4期岐阜県森林づくり基本計画（令和4～8年度）

（C材、D材の搬出促進）

(2) 後年度の財政負担

財源は清流の国ぎふ森林・環境基金であり、清流の国ぎふ森林・環境基金事業の第三期計画期間である令和8年度まで実施する。

(3) 事業主体及びその妥当性

事業主体：地域住民が取り組む未利用材搬出組織
地域住民が一体となって取組む事業であり、それぞれの地域にあった取り組みができるため。

県単独補助金事業評価調書

<input type="checkbox"/> 新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業

(事業内容)

補助事業名	県民協働による未利用材の搬出促進事業費補助金
補助事業者（団体）	<p>市町村</p> <p>(理由) 地域住民が一体となって取組む事業であり、各市町村それぞれの地域にあった取り組みができるため。</p>
補助事業の概要	<p>(目的) 森林に放置された未利用間伐材等の未利用木材を木質バイオマスエネルギー資源として利用促進を図り、自然エネルギーによる環境にやさしい低炭素循環型社会を構築。</p> <p>(内容) 市町村、地域住民等が一体となり間伐施業に伴い生じる木材等未利用材の搬出促進を図るとともに、豪雨時における流木災害の防止に資する。</p>
補助率・補助単価等	<p>定率</p> <p>(内容)</p> <p>①未利用材搬出…市町村助成額の1/2以内(1,500円/t) ②搬出機械導入…市町村助成額の1/2以内(750千円/事業) ただし、購入とレンタル料を比較し安価な方に助成。 ③伐採保護衣等導入…市町村助成額の1/2以内 (保護衣: 13千円/着・保護帽: 6千円/個) ④研修会費用…市町村助成額の1/2以内(30千円/回) ()内は補助金の上限額</p> <p>(理由)</p> <p>①地域で組織する協議会などの間接補助事業者が、森林所有者等が搬出したC・D材等を5,000~6,000円/t程度で購入し、バイオマス事業者やチップ事業者に3,000円/t程度で販売するケースが多い。購入価格と販売価格の差、及び諸経費分の3,000円/tを県と市町村で補てんするものである。</p> <p>②各地域で積極的に搬出活動が行われているが人力が中心であり、高齢化により安全性や効率性に課題があるため、搬出機械の導入に対して補助するものである。</p> <p>③未利用材の枝払いや玉切りを必要とするケースがある一方、労働安全衛生規則(厚生労働省令)の改正(R1.8)に伴い下肢の切創防止用保護衣の着用が義務化したため、搬出活動の幅を広げるとともに安全確保のため、保護衣や保護帽の導入に対して補助するものである。</p> <p>④各団体が主催する、安全意識の醸成と安全な伐木技術向上を目的に行う団体主催の研修会費用(講師料等)の一部に対して補助するものである。</p>
補助効果	<ul style="list-style-type: none"> 木質バイオマスエネルギーの利用促進による低炭素社会の構築 県内産の間伐材等未利用木材の利用による地域経済への波及
終期の設定	<p>終期 令和8年度</p> <p>(理由) 清流の国ぎふ森林・環境基金事業の第三期計画期間の終期が令和8年度のため。</p>

(事業目標)

- ・終期までに何をどのような状態にしたいのか
- ・未利用材搬出量の増加（R4～R8年度に未利用材搬出量22,500t/5年）。
- ・間伐材等未利用材（県産材）の利用促進、地域が主体となった環境保全活動の推進による地域の活性化。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前 (R2)	R6年度 実績	R7年度 目標	R8年度 目標	終期目標 (R8)	達成率
①未利用材の搬出量(t)		10,665	18,000	22,500	22,500	47%
補助金交付実績 (単位：千円)	R2年度 6,372	R3年度 6,503	R4年度 6,659	R5年度 5,478	R6年度 4,454	

(これまでの取組内容と成果)

令和4年度	8市町の21地域における取組みにより、これまで森林に放置され、利用されていなかった未利用材がバイオマスエネルギー資源として活用された。
令和5年度	指標① 目標：22,500t 実績：4,353t 達成率：19%
令和5年度	9市町の21地域における取組みにより、これまで森林に放置され、利用されていなかった未利用材がバイオマスエネルギー資源として活用された。
令和6年度	指標① 目標：22,500t 実績：7,800t 達成率：35%
令和6年度	9市町の18地域における取組みにより、これまで森林に放置され、利用されていなかった未利用材がバイオマスエネルギー資源として活用された。
	指標① 目標：22,500t 実績：10,665t 達成率：47%

(事業の評価)

・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) 3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない	
(評価) 3	地球温暖化防止対策や東日本大震災の教訓から、再生可能エネルギーの一つである木質バイオマスエネルギーに対して期待が高まっており、事業の必要性は高い。
・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) 3：期待以上の成果あり（単年度目標100%達成かつ他に特筆できる要素あり） 2：期待どおりの成果あり（単年度目標100%達成） 1：期待どおりの成果が得られていない（単年度目標50～100%） 0：ほとんど成果が得られていない（単年度目標50%未満）	
(評価) 1	搬出機械の導入はなかったが、未利用材の搬出量の実績値は4,353tとなり、計画値（単年度）に対して96.7%であった。
・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) 2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている	
(評価) 2	搬出した未利用材×市町村助成額の1/2以内の額（上限1,500円/t）とすることで、市町村行政と地域住民が一体となった事業となり、木質バイオマスエネルギーの利用に加え、地域の活性化を図っている。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

再生可能エネルギーの一つである木質バイオマスエネルギーへの期待が高まっている中で、当事業は、地域住民が主体となって行う地道な間伐材等未利用材搬出の取組を支援するものである。近年は、活動人数が減少傾向にあるため、搬出量の確保および活動の継続が課題である。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

木質バイオマスの利用は、環境への貢献のならず、地域経済への波及効果もあり、地域振興にも大きく貢献している。

この事業を利用して、未利用材の搬出量は増加しており、今後も引き続き、再生可能なエネルギーである木質バイオマスの利用促進を図るため、事業を継続していく必要がある。